

1994年12月8日に設立された「財団法人日本訪問看護振興財団」は、2012年4月1日、「公益財団法人日本訪問看護財団」として新たなスタートを切りました。

2008年12月に新公益法人制度が施行され、従来の法人は2013年11月末までに「一般財団法人」または「公益財団法人」に移行することになりました。そこで本財団では、2010年から検討を重ねた結果「公益財団法人」へと移行申請することを決めました。

公益財団法人は、簡単に言えば、一般財団法人に比べ、公益性が高い、つまり不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業を行なう法人です。そのため、税制上の優遇措置などを受けられますが、その分、公益認定等委員会による厳格な審査も受けなければなりません。

「ステーション」が 公益目的事業に認められる

本財団の事業はもとより、非常に公益性の高いものばかりです。ただし、本財団立の訪問看護ステーションの事業比率が全体の約60%を占めており、その訪問看護事業が公益目的として認められるかが焦点でした。訪問看護事業は、1999年3月末より営利法人にも開設が認められており、一般的には「収益事業」に相当するからです。

しかし本財団立ステーションでは、先

駆的な事業（たとえば介護職員等の喀痰吸引等試行事業）や調査・研究、人材育成等に取り組んできています。その成果の公表や政策提言の基礎データを提供してきた実績を説明し、訪問看護事業が本財団の公益目的を達成するために必要不可欠な事業であることを理解していただきました。また、2011年度の事業計画は、新公益財団法人移行を視野に入れ、

「日本訪問看護財団」として新たなスタート

公益財団法人日本訪問看護財団常務理事
佐藤美穂子

2008年度新基準の公益法人会計を採用し、事業項目別に整理して策定しました。①公益目的事業会計、②収益事業会計、③法人会計です。そのほか、公益目的事業の収支相償の原則（収入が費用の額を超えないこと）、公益目的事業費比率が50%以上であることなど、会計上の基準を満たす予算を作成して認定に備えました。

そうして、2011年10月5日に認定

電子申請を行ない、翌2月10日に答申、3月19日に「公益財団法人」の認定書を受けました。そして、できるだけシンプルで、かつ事業内容を表わす「日本訪問看護財団」と名称を変え、4月1日に登記を済ませました。本財団が公益法人として認められたことは、訪問看護分野が社会的にも認知されることが期待されます。

いっその公益性と質向上を

晴れて公益財団法人となった本財団の「公益目的事業」は、「訪問看護等在宅ケアの推進」ひとつに絞り、その内訳は次のとおりです。

- ①訪問看護等在宅ケアの質向上に関する教育事業（認定教育課程、集合研修、eラーニング）
 - ②訪問看護等在宅ケアの運営支援に関する事業（講師紹介・派遣、電話等による相談業務、アドバイザー派遣事業、等）
 - ③訪問看護等在宅ケア事業の開発・制度改善に関する推進事業（調査・研究、訪問看護等在宅ケア事業の運営、在宅看護の国際交流、政策提言、等）
 - ④訪問看護等在宅ケア助成事業
 - ⑤そのほか本財団の目的を達成するために必要な事業（広報事業、職種間連携促進事業、等）
- 一方「収益事業」は、出版・販売事業や、訪問看護等在宅ケアに関する保険の取り扱いです。

事業内容の変更にも、公益認定等委員

会による認定を必要とします。同委員会による報告徴収や立ち入り検査の実施、行政庁による勧告・命令、場合によっては認定法人の取り消しもなされます。質を確保するために専門家が適切に関与しているか、一方、講師等に過大な報酬が支払われていないか。利用者の資格要件は満たされているか。事業の丸投げが行なわれていないか、審査・選考は公正に行なわれているかなどが厳しくチェックされます。

これまで以上に、公益性と質の高い事業展開が求められます。とくに東京2か所・大阪1か所の訪問看護ステーションが「公益目的事業」として認められた今、訪問看護を専門に推進し研究する財団として、間接的な調査だけでなく、訪問看護事業運営をとらえて得られる知見をいっそう活用し、訪問看護等在宅ケアの拡充を図りたいと思います。今後は、居宅介護支援事業所を併設する訪問看護ステーションのほか、できれば療養通所介護事業所等もフィールドとし、全国を視野に入れた活動計画も必要と考えています。

なお、公益財団法人は「特定公益増進法人」に該当するため、寄付をされた法人・個人に対して税法上の優遇措置が得られます。ご寄付や本財団賛助会員としてご支援いただきますとともに、教育等本財団事業のご活用を願っています。